

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公告

次のとおり公募型プロポーザル方式による契約相手方特定の手続きを開始します。

令和7年10月21日

福島県知事 内堀 雅雄

1 業務概要

- (1) 業務名 衛生研究所再整備基本・実施設計業務委託
- (2) 業務内容 本所の新築及び外構整備等に係る基本・実施設計
- (3) 履行期限 契約締結の日から18か月程度を想定

2 公募型プロポーザル方式の内容

技術提案書を特定するための評価基準など公募型プロポーザル方式の詳細な内容は衛生研究所再整備基本・実施設計業務委託公募型プロポーザル募集要領（以下「募集要領」という。）による。

3 参加資格

参加者の要件は、評価基準日（令和7年12月18日）において、次の①に掲げる条件を全て満たしている1者又は②に掲げる条件を全て満たしている設計共同体とします。

① 1者単独（設計共同体でないもの）

- ア 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。
- イ 建築士法の規定に基づく建築士事務所の閉鎖期間中の者でないこと。
- ウ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- エ 評価基準日（令和7年12月18日）に福島県建設工事等入札参加資格制限措置要綱（平成19年3月30日付け18財第6342号総務部長依命通達）に基づく入札参加資格制限中のものでないこと。
- オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に該当しない者であること。
- カ BSL(※4)3以上を有し、延べ面積2,000㎡以上の研究所に係る実施設計の実績を有するものであること。
 - ※1 実施設計の実績とは、過去15年間の国内における実績（公共・民間を問わない）で、新築、増築又は改築とし、改修は含まない。
 - ※2 増築又は改築の場合の実績については、当該増改築部分に限る。
 - ※3 設計共同体の構成員（代表者に限らない。）として受注した実績を含む。
 - ※4 「BSL（バイオセーフティレベル）」とは、WHO実験室バイオセーフティ指針（第3版）に基づき、微生物・病原体をその危険度に応じて4段階（BSL1～BSL4）に分類したものをいう。
- キ 管理技術者は1名とし、意匠・構造・積算・建築設備（電気・機械）・土木の担当技術者（主任技術者（管理技術者の下で、担当技術者が行う各分野の業務を統括する役割

を担う者をいう。)を含む。)との兼務は認めない。

ク 管理技術者の資格要件及び各分野の担当技術者のうち1名以上が有する必要がある資格要件は、以下のとおりとする。

なお、構造・積算・建築設備（電気・機械）・土木の担当技術者については、再委託も可能とする。

- ・管理技術者：一級建築士
- ・意匠担当技術者：一級建築士
- ・構造担当技術者：構造設計一級建築士
- ・積算担当技術者：建築積算士
- ・建築設備（電気・機械）担当技術者：設備設計一級建築士又は建築設備士

② 設計共同体（設計JV）

ア 2者又は3者で構成する設計共同体であること。

イ 構成員において決定された代表者（以下「代表構成員」という。）は、①－ア～カの全ての要件を満たす者であること。

ウ 管理技術者は、代表構成員から配置すること。

エ 構成員は、①－ア～オまでに掲げる条件を全て満たす者であること。

オ 設計共同体として、①－キ及び①－クの要件を満たす者であること。

カ 設計共同体協定書を締結している者であること。

キ 設計共同体協定書においては、構成員等に係る次の事項を明確にすること。

- ・代表構成員に関すること
 - ・構成員が分担する業務の内容に関すること
 - ・業務が適切に分担されていること
- （一つの分担業務を複数の構成員が共同で実施しないこと）

ク 構成員は、本プロポーザルにおいて、①の参加者又は他の設計共同体の構成員となっていないこと。

4 手続等

（1）事務局：福島県保健福祉部薬務課

所在地：〒960-8670 福島市杉妻町2番16号

電 話：024-521-7232（直通）

メール：yakumu@pref.fukushima.lg.jp

（2）募集要領等の配布

配布期間：令和7年10月21日（火）から令和7年12月18日（木）

本プロポーザルの募集要領及び関係様式等の電子データは、事務局ホームページからダウンロードすることができる。

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/21045f/eikenpuropo.html>

（3）参加表明書の提出

提出期間：令和7年10月21日（火）から令和7年11月18日（火）17時まで

提出方法：一般書留又は簡易書留のいずれかの方法により、配達日指定郵便で下記へ郵送

〒960-8670

福島市杉妻町2番16号

福島県保健福祉部薬務課

衛生研究所再整備基本・実施設計業務委託公募型プロポーザル担当者 宛て

(4) 技術提案書及び取組体制説明書の提出

提出期間：令和7年10月21日（火）から令和7年12月18日（木）17時まで

提出方法：一般書留又は簡易書留のいずれかの方法により、配達日指定郵便で下記へ郵送

〒960-8670

福島市杉妻町2番16号

福島県保健福祉部薬務課

衛生研究所再整備基本・実施設計業務委託公募型プロポーザル担当者 宛て

5 最優秀者及び次点者の選定

「衛生研究所再整備基本・実施設計業務委託公募型プロポーザル審査委員会」において、提出された技術提案書及び取組体制説明書を審査し、最優秀者及び次点者を選定する。

6 契約の方法

福島県は、最優秀に選定された者を本業務受託候補者として、福島県財務規則に基づく契約交渉を行い、内容について合意の上、随意契約の方法により契約を締結する。

ただし、募集要領に定める条件を満たさない場合は、当該候補者とは契約を締結せず、次点の者を本業務受託候補者とする。

7 その他

(1) 契約保証金

契約相手方となった者は契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

なお、契約保証金の納付は、福島県財務規則第228条第2項の規定による担保の提供をもって代えることができ、福島県財務規則第229条第1項第1号から第3号、第5号の規定のいずれかに該当する場合は免除する。

(2) 契約書作成の要否

要。

(3) 詳細及び提出様式等

募集要領による。